

森林をお持ちの方へ

～森林計画制度について～

自分の森林の立木なら、自由に伐ってもいいと思っている森林所有者の方はいらっしゃるいませんか？



無届け伐採はダメ！

ではどうすればいいの？

方法① 事前に届出を出す



「伐採及び伐採後の造林の届出制度」をご覧ください

方法② 森林経営計画を立てる



こちらがおすすめです。「森林経営計画制度」をごらんください



伐採及び伐採後の造林の届出制度

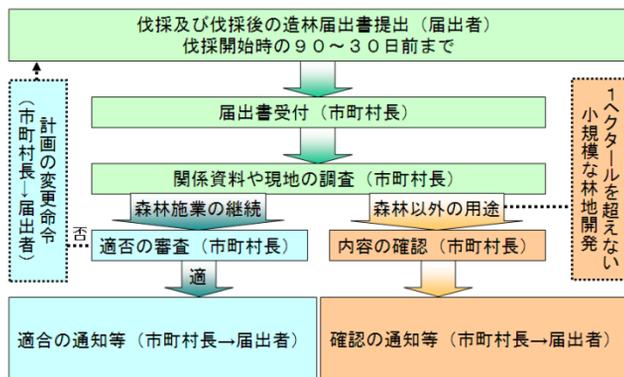
たとえ自分の森林でも、**立木を伐採するときは事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。**



届出の内容はどのようなものですか？

届出の内容としては、伐採する森林の所在場所、伐採する面積、伐採を開始・終了する時期、伐採の方法、伐採後の造林樹種などを所定の様式に記載することとなっています。

なお、届出書の様式は、北海道のホームページからダウンロードできます。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/sinrin/10-8seido.htm>



いつどこに届出書を提出するのですか？

伐採を始める90日前から30日前までに、伐採する森林が所在する市町村役場に必ず提出してください。※郵送による届出も可能です。

● 届出を行わずに森林を伐採した場合は、森林法第207条により、100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

● 保安林の伐採や1haを超える規模で土石又は樹根の採掘、開墾等の開発行為を行う場合には、本制度ではなく関係法令による許可が必要です。

● その他詳しくは、北海道のホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/sinrin/10-8seido.htm>) をご覧いただくか、北部桧山森林組合(0137-84-5033)または、せたな町役場産業振興課林業振興係(0137-84-5111)までお問い合わせください。





森林経営計画制度

森林経営計画は、森林所有者本人又は森林所有者から森林経営の委託を受けた者（森林組合など）が、団地的なまとまりを持つ森林について、今後5力年間に行う予定の伐採や間伐、造林、保育などに関する計画を立て、市町村長等の認定を受ける制度です。

森林経営計画は森林所有者等が任意で作成するものですが、補助金等の優遇措置もありますので、是非、森林経営計画を立て、計画的に森づくりを進めましょう。

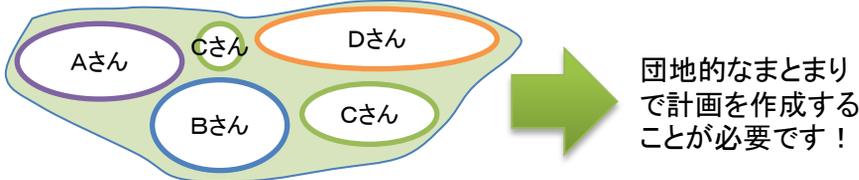


① 計画の内容はどのようなものですか？

- 長期にわたる森林施業及び保護の方針
 - 5年間の具体的な施業の計画
 - ・ 伐採する箇所、伐採面積、伐採材積、植栽箇所、植栽面積
 - 5年間の森林作業道の開設計画などです
- また、伐採等の予定がない天然林などについても、保全する森林として計画に含めることができます。

② 計画を作成するにはどうしたら良いですか？

計画を作成するには、隣接する他の森林所有者と共同で作成するか、もしくは森林組合等の林業事業体に経営を委託して作成することが必要なほか、専門知識が必要ですので、**まずは、森林の所在する地域の森林組合又は市町村役場、道の振興局（林務課・森林室）にご相談ください。**



③ 計画の認定基準は？

- 計画の認定基準には様々なものがありますが、代表的な基準はつぎのようなものです。
- ・ 伐採予定の森林の年齢がその森林の所在する市町村が定める標準的な伐採年齢以上であること
 - ・ 伐採量が長期間安定的に木材生産が継続されるよう算出された基準の範囲内であること
 - ・ 伐採後の更新（植林など）を市町村で定める期間内に行うこと
 - ・ 市町村が定める基準に沿うよう適切な間伐を行うこと など

④ 計画作成のメリットはどのようなものですか？

国や道・市町村の補助金等の優遇措置があります。

◆補助金

- ・ 森林経営計画の作成者が行う植栽、下刈り、間伐、森林作業道の開設等の費用に対し、標準的な経費の最大7～9割程度が補助されます。（一定の条件を満たすことが必要です）



- 補助金等の優遇措置を受けるためには別途条件や手続きがあり、森林経営計画の認定を受けたことで自動的に補助金等が受けられるものではありません。
- 計画を無視した施業を行ったり、事前の変更を行わずに計画の内容と大きく異なる施業を行った場合などには、計画の認定が取り消され、造林補助金を返還することになる場合があります。